

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 告示
土地区画整理組合の解散を認可した件 五
- 公告
造成宅地防災区域を解除する件 五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五
- 随意契約の相手方を決定した件 六
- 福島県人事委員会 六
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 七
- 福島海区漁業調整委員会 七
- 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 七

規 則

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項及び第六項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

告 示

福島県告示第百一十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十七年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 土地区画整理組合の名称 鏡石町境土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 鏡石町不時沼三百四十五番地
- 三 解散の理由 事業の完成
- 四 設立認可の年月日 平成四年七月十七日
- 五 解散認可の年月日 平成二十七年二月十七日

（まちづくり推進課）

福島県告示第百一十二号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十五年福島県告示第百一十八号）を次のとおり解除する。

平成二十七年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

区 域 名	区	域	区 域 の 範 囲
勝負沢	西白河郡西郷村大字小田倉字勝負沢		次の図のとおり
甲子ガーデン1	同 郡同 村大字小田倉字伝四郎		
甲子ガーデン2	同 郡同 村大字小田倉字蛇口		
東高山ニュータウン	同 郡同 村大字熊倉字東高山及び大字小田倉字東高山		

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県県南

建設事務所建築住宅課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。

(建築指導課)

公 告

公告第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、西会津町から西会津都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年2月24日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務 1,200 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年1月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
62,100円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年二月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構」を「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

「一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構」

ま緑の森づくり公社

域テクノポリス推進機構」に、

社団法人福島県林業公社（昭和四十二年四月一日に社
名称で設立された法人をいう。）
財団法人福島県文化振興財団（昭和四十五年八月一日
という名称で設立された法人をいう。）

団法人福島県林業公社という

を「公益財団法人福島県文化振興財団

に財団法人福島県文化センター

を「公益財団法人福島県農業振興公社

「福島県住宅供給公社」を「福島県信用保証協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を
改正する規程

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引士証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引士証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、平成二十七年二月二十四日から施行する。